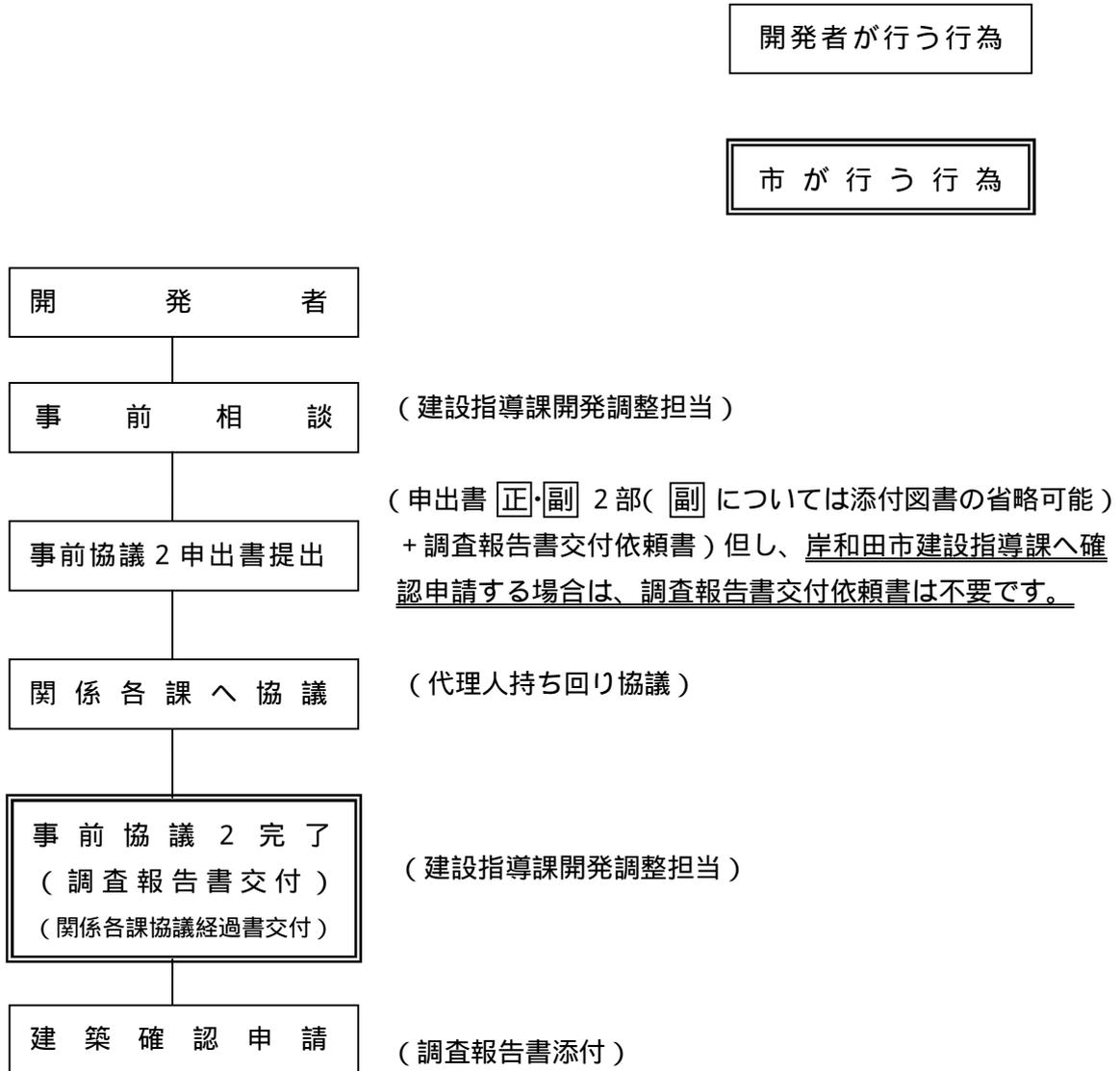


事前協議 2 の手続フロー

(適用範囲 施行規則第 2 条第 2 項)



事前協議 2 について

1. 事前協議 2 の申出については建設指導課開発調整担当に提出して下さい。受付後、担当者が指示する関係各課と協議を行い、協議終了後建設指導課開発調整担当へ返却してください。
2. 必要な物件については現地調査等を行い、全ての協議が成立すれば調査報告書と関係各課協議経過書を交付します。
3. 調査報告書の用紙は建設指導課で配布します。